

式 辞

本日ここに、社団法人日本臨床衛生検査技師会創立五十五周年法人化四十五周年、併せて法改正記念式典を挙げるにあたり、一言ご挨拶申し上げます



本席のご来賓各位におかれましては、公私とも用務ご多忙の中を、ご臨席賜りましたことに対し、深甚なる感謝を申し上げます。

また、厚生労働省当局の格別のご配慮によりまして、この式典に併せて、舛添厚生労働大臣から永年検査業務ならびに公衆衛生活動に貢献された臨床検査技師八十八名に対し厚生労働大臣表彰の栄を賜りますことは、本日のこの記念式典に花を添えることになり、受賞者はもとより私ども検査技師会関係者一同深く感謝をいたしております。

顧みますれば、昭和二十七年七月に名古屋市立大学におきまして当会の前身であります日本衛生検査技術者会として僅か五十二名の有志をもって任意団体を組織したこと、端を発するものであります。戦後間もない貧しい混乱の中で検査技師の身分や検査業務に関する法制度も定かでない中で将来の検査技師の夢を追い夜行列車に揺られて上京し、組織の拡充と学術研鑽の傍ら衛生検査の法制化活動を行ったと諸先輩から聞き及んでいます。その努力が身を結び、昭和三十三年「衛生検査技師法」が制定され、職能人としての身分が明確になり業務内容の確立が図られました。

改めて先輩諸氏の情熱と熱い思いとご労苦に心から深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

その後幾多の変遷を経て昭和三十七年定期総会においてこれまでの実績と将来への更なる飛躍を期し会員から法人格取得の総意を得て、同年十二月に厚生大臣から社団法人としての許可を受けることができました。

その後、科学技術の進歩と日本経済の発展は目覚しく医療界にも急速に新しい技術が波及し、検査法も用手法から自動検査機器の導入が進み医療機関における検査の

内容と検査量も拡大の一途をたどると同時に、生理学的検査部門が重要視され厚生省の「衛生検査技術者制度検討会」において検討が重ねられ、昭和四十五年「臨床衛生検査技師、衛生検査技師等に関する法律」として一部法改正が行われ「臨床検査技師」が誕生いたしました。しかし、改正した法律の一部文言に対する会員の熱い思いと時代背景から、更なる改正運動を展開するとともに厚生労働省のご理解とご協力をいただき平成十七年四月に再度一部改正をさせていただいたところであります。何時の時代においても臨床検査業務は、医師の診断・治療に対する重要な情報を提供する使命を有するとともに公益社団法人として国民の公衆衛生の向上に努め、国民の健康と福祉の増進に寄与することを大きな命題として活動を広げていかなければなりません。

学術研鑽におきましては全国医学検査学会の開催や各種研修会、講習会を開催すると共に生涯教育履修制度の推進に尽力しているところであります。

また、全国臨床検査精度管理調査事業や臨床検査データ標準化事業を進めているところであり、これらの事業は、検査データの質の保障と信頼性を確保する上で欠かすことができない調査であり、本年四月から開始する生活習慣病対策に大きな福音をもたらすものと信じて止みません。

更に国際協力にも力をいれ、韓国技師会、台湾技師会の他アセアン各国技師会とは臨床検査の技術支援と学術交流を深めると共に、国際医療技術交流財団を通して世界七十五カ国三五一一人の臨床検査研修員に技術移転をしているところであります。

私も全国の五万の会員は今後も医療を担う一員として研鑽を重ねると共に国民の公衆衛生の向上と健康増進に積極的に取り組んでいく所存です。

本日ご臨席の関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。技師会を代表し創立五十五周年・法人化四十五周年併せて法改正記念式典の式辞といたします。

平成二十年二月八日

社団法人日本臨床衛生検査技師会長 小崎繁昭

来賓祝辞

当日は、国会会期中にあり舛添要一厚生労働大臣は出席されず、大臣官房審議官中尾昭弘氏より大臣の祝辞が述べられた。その中で、「今後とも国民の期待に応えていくためには、自己研鑽が不可欠である。それを通じて質の高い医療サービスの提供を期待する」と述べられた。



中尾昭弘氏



伊達忠一氏



河村俊郎氏

続いて、来賓から祝辞が述べられたが、社団法人日本衛生検査所協会会長伊達忠一<参議院議員>氏は、「国民へ良質の検査データを提供する観点からも、臨床検査部門の責任者は臨床検査技師であるべきであり、今後もその方向で業務に励むことを望むものである」とした。次に、社団法人日本臨床検査薬協会副会長河村俊郎<和光純薬工業株式会社>氏は、「成熟期に入ったといえる臨床検査業界にあっては、今後をいかにして展開して行くかが問題であり、その計画立案中である」と、その歩みを強調した。